

# 消費税率変更に伴う 個室料金改定のお知らせ

消費税法改正により2019年10月1日から消費税率が8%から10%へ変更となります。これに伴い、消費税の課税対象となる個室料金が以下のとおり改定となりますので、お知らせいたします。

## ■主な料金改定の内容

(税込)

対象個室	改定前	改定後
・ 特別室 (616 号室・716 号室・815 号室・919 号室)	16, 200円	16, 500円
・ 個室 【5A病棟】: 503/504/505/506/507/508 号室 【6A病棟】: 603/604/605/606/607/608 号室 【6B病棟】: 654/655/663/664/665/666/ 667/668 号室 【7A病棟】: 703/704/705/706/707/708 号室 【7B病棟】: 754/755/763/764/765/766/ 767/768 号室 【8A病棟】: 803/804/805/806 号室 【8B病棟】: 854/855/863/864/865/866/ 867/868 号室 【9A病棟】: 909/910/911/912/913/917/ 921/922/923 号室	7, 560円	7, 700円

■改定後の料金は、10月1日 0時00分から適用となります。

(※)9月30日以前より個室に入室されている方で、10月1日以降も継続して個室を利用される方については、10月1日の個室利用分より改定後の料金を請求させていただきます。

■上記(※)に該当する方は、改定後の『個室申込書』を当院スタッフが配布させていただきますので、お手数ですが再度『個室申込書』の記載をお願いいたします。

地方独立行政法人 市立大津市民病院